

岩手県監査委員告示第59号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月2日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県警察本部
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成26年7月17日及び18日
  - (2) 本監査実施日 平成26年9月1日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年10月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 県有財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、709,334円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 県有財産貸付料の徴収については、調定にかかる一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
イ 通勤手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが4件、53,737円、多く支給しているものが1件、27,890円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 支給すべき金額より少なく支給していた4件、53,737円、多く支給していた1件、27,890円については、平成26年8月29日に追給・返納処理を完了した。 なお、通勤手当及び超過勤務手当の支給については、事務担当者に再発防止の指導を徹底するとともに、確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。